

## 川崎区徘徊高齢者SOSネットワーク事業実施要領

### (目的)

第1条 この事業は、川崎市徘徊高齢者SOSネットワーク事業実施要綱に基づき、徘徊又は徘徊のおそれのある高齢者（以下「徘徊高齢者」という。）を地域において早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全と家族等への支援を図ることを目的とする。

### (事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために、次のことを行うものとする。

- (1) 徘徊する可能性の高い高齢者の把握に努める。
- (2) 地域の関係機関等による徘徊高齢者SOSネットワーク（以下「ネットワーク」という）を構築し、緊急連絡体制の確立を図るとともに、近隣市区町村とも連携を図る。
- (3) 地域における徘徊高齢者とその家族への支援及び本事業の普及啓発に努める。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、原則として区内に居住する徘徊のおそれのある高齢者で、事前登録した者とする。ただし、未登録者等について、関係機関から協力要請があった場合には同様に対応できるものとする。

### (事前登録)

第4条 この事業を利用する高齢者は、居住地を所管する高齢・障害課、健康福祉ステーション又は地域包括支援センターに登録することができるものとする。

- 2 登録者の情報は、高齢・障害課、健康福祉ステーション、地域包括支援センター、及び警察署で共有するものとする。
- 3 個人情報の取り扱いは、川崎市個人情報保護条例の規定によるものとする。

### (運営及び支援体制)

第5条 徘徊高齢者の支援体制は、次のとおりとする。

- (1) この事業の運営主体は、高齢・障害課、健康福祉ステーション、地域包括支援センターとする。
- (2) 支援体制の構成員は、前項の運営主体及び警察署、認知症ネットワーク等の市民、

川崎区社会福祉協議会、その他地域の関係機関等とする。

(3) 徘徊高齢者発見対応マニュアルを作成するとともに、緊急連絡体制を整備する。

(4) 関係機関との連携を図るため、必要に応じ連絡会の開催を行う。

(5) 徘徊高齢者の支援について、地域への普及啓発活動を行う。

(支援要請)

第6条 家族等から事前登録者の徘徊発生の連絡があった場合は、高齢・障害課、健康福祉ステーション、地域包括支援センター及び警察署が連携し、家族が同意する範囲で関係機関に情報提供するものとする。

2 市内他区への支援要請については、健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課（以下「高齢者在宅サービス課という）が実施するものとする。

(警察との連携)

第7条 この事業を円滑に実施するため、高齢・障害課は、所管警察署との連携を図るものとする。

なお、必要に応じて健康福祉ステーションもこれに協力するものとする。

(他市町村との調整)

第8条 他市町村との連絡・調整が必要な場合は、高齢・障害課からの連絡を受け、高齢者在宅サービス課が行うものとする。

(保護等の対応)

第9条 未登録者等で身元判明に時間を要する徘徊高齢者の対応は、「川崎市養護老人緊急一時入所事業」「高齢者等短期入所ベッド確保事業」の利用又はその他入所施設、入院機関等協力を高齢・障害課及び健康福祉ステーションと高齢者事業推進課及び高齢者在宅サービス課とが連携して依頼するものとする。

(事業の所管)

第10条 この事業は、高齢・障害課及び健康福祉ステーションが所管するものとする。

(補 則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、その都度協議して定める。

附 則

この要領は、平成15年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。